別表第十一（第百四十条関係）

松山港湾・空港整備事務所	魚島最南端まで引いた線、同島最西端から広島県因島白滝鼻まで引いた線、同地点から同県横島小脇ノ鼻まで引いた線、同島最東端から同県田島最西端まで引いた線、同島馬場埼から同県阿伏兎観音まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内に存するものに限る。）
松山港湾・空港整備事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（四国地方整備局の管轄するもののうち、小松島港湾・空港整備事務所及び高松港湾・空港整備事務所の管轄するもの以外のものに限る。）

別表第十一（第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	管轄区域
北陸地方整備局	新潟港湾・空港整備事務所	福井県正面崎東端から三四八度三一分四七、六〇，四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五七度〇三分四五、九二，五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五度三一分一三、四〇，九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五四度〇二分四一、四二，八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五度二〇分二四、九四，〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八〇度二九分二八、一一六，九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三六度三三分〇五、四一，五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七五度一〇分〇一、六六，〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山形県鼠ヶ関灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表第十一（第百四十条関係）

九州地方整備局	
松山港湾・空港整備事務所	魚島最南端まで引いた線、同島最西端から広島県因島白滝鼻まで引いた線、同地点から同県横島小脇ノ鼻まで引いた線、同島最東端から同県田島最西端まで引いた線、同島馬場埼から同県阿伏兎観音まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内に存するものに限る。）
関門航路事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（四国地方整備局の管轄するもののうち、小松島港湾・空港整備事務所及び高松港湾・空港整備事務所の管轄するもの以外のものに限る。） 瀬戸内海に係る緊急確保航路（九州地方整備局の管轄するものに限る。）

所属地方整備局	名称	管轄区域
関東地方整備局	千葉港湾事務所	千葉県洲崎灯台から神奈川県剣崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
北陸地方整備局	新潟港湾・空港整備事務所	福井県正面崎東端から三四八度三一分四七、六〇，四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五七度〇三分四五、九二，五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五度三一分一三、四〇，九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五四度〇二分四一、四二，八〇〇メートルの地点まで引い